第３次曽於市子ども読書活動推進計画

曽　於　市

令　和　６　年　３　月

曽於市教育委員会

目　　次

はじめに　1

第１章　これまでの取組と課題
Ⅰ　曽於市における読書活動推進の経過　2
Ⅱ　市立図書館の現状　3
１　施設の状況（令和５年４月１日現在）
２　市立図書館の利用状況
Ⅲ　学校図書の現状　4
Ⅳ　これまでの取組　5
１　家庭・地域における取組
２　学校における取組
３　学校等における読書グループの状況
Ⅴ　今後の課題　9
１　家庭・地域における取組の課題
２　学校等における取組の課題

第２章　基本的な考え方　10

第３章　子どもの読書活動推進のための方策
Ⅰ　子どもの読書活動に関する啓発広報の推進　11
１　「子ども読書の日」を中心とした取組
２　学校，市立図書館，民間団体等における各種情報の収集・提供
３　図書館ボランティア等の民間団体及び個人における優れた取組の奨励
Ⅱ　家庭における子どもの読書活動の推進　11
Ⅲ　地域における子どもの読書活動の推進　12
１　子どもの読書活動の推進における市立図書館の役割
２　子どもの読書活動の推進における市立図書館の取組
３　市立図書館における取組の促進
Ⅳ　学校等における子どもの読書活動の推進　13
【幼稚園・保育所・認定こども園等】
１　乳幼児期における子どもの読書活動の推進方策
２　家庭・地域との連携による読書活動の推進
３　子どもの読書活動の推進のための幼稚園・保育所等の機能強化
【小学校・中学校】
１　学校における子どもの読書活動の推進方策
２　家庭，地域との連携による読書活動の推進
３　教職員の意識高揚
４　障害のある子どもの読書活動推進
５　学校図書館の機能強化

第４章　推進体制の整備　17
１　子ども読書活動推進体制の整備
２　地方公共団体間の連携・協力体制の整備
３　図書館ボランティア等の民間団体間の連携・協力の促進

〈資料〉子どもの読書活動の推進に関する法律

はじめに

子ども（おおむね１８歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は，子どもたちが言葉を学び，感性を磨き，表現力を高め，創造力を豊かなものにし，人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものです。そのため，全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において，主体的に読書活動を行うことができるよう，社会全体でその推進を図っていくことが極めて重要です。【第５次鹿児島県子ども読書活動推進計画より抜粋】

本市においては，鹿児島県のこれまでの読書推進事業に基づいて子どもの読書活動の推進に取り組んできた結果，子どもの読書活動を推進する環境が整ってきつつあります。しかし，子どもの読書活動の習慣化や読書活動を取り巻く環境においては，地域や家庭，個人による差が大きいと言えます。また，近年は，コロナ禍における社会の動きやICT等の積極的な活用によって子どもの読書活動における環境は常に変化し続けています。

今後，本市のすべての子どもが積極的に読書の習慣を身に付け，維持し続けるためには，子どもが進んで読書活動に取り組むことができる環境を，家庭や地域，学校など，周囲の大人が責任をもって整備していく必要があります。

そのため，本市は，２１世紀を担う子どもたちの読書活動の充実をめざし，国の「子ども読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次計画）」に基づき策定された本県の「第５次子ども読書活動推進計画」を基本に捉え，本市がこれまで受け継いできた読書推進事業や子どもの読書活動の実態等を踏まえ，「第３次曽於市子ども読書活動推進計画」を策定します。

なお，この計画の期間は，令和６年度を初年度に，令和10年度を目標年次とする５年間とします。

第１章　これまでの取組と課題

Ⅰ　曽於市における読書活動推進の経過

曽於市		国・県		
S55	大隅分館（旧大隅町図書館）建設			
S61	財部分館（旧財部町図書館）建設			
H3	末吉本館（旧末吉町図書館）建設			
		H13	(国)	子どもの読書活動の推進に関する法律
		H14	(国)	第１次基本計画
		H16	(県)	第１次鹿児島県子ども読書活動推進計画
H17	３町合併（末吉町，大隅町，財部町が合併し曽於市誕生） 曽於市立図書館設立（末吉本館，大隅分館財部分館）			
H19	第１次曽於市子ども読書活動推進計画			
		H20	(国)	第２次基本計画
		H21	(県)	第２次鹿児島県子ども読書活動推進計画
H22	指定管理（シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社）			
		H25	(国)	第３次基本計画
H26	「はじめての絵本事業」開始	H26	(県)	第３次鹿児島県子ども読書活動推進計画
H27	市立図書館システム更改			
H29	第２次曽於市子ども読書活動推進計画			
		H30	(国)	第４次基本計画
		H31	(県)	第４次鹿児島県子ども読書活動推進計画
		R5	(国)	第５次基本計画
R6	第３次曽於市子ども読書活動推進計画	R6	(県)	第５次鹿児島県子ども読書活動推進計画

Ⅱ　市立図書館の現状

１　施設の状況（令和５年４月１日現在）

末吉本館（平成３年建設），大隅分館（昭和 55 年建設），財部分館（昭和 61 年建設）

・併設：末吉歴史民俗資料館，大隅郷土館，財部郷土館

・移動図書館（ＢＭ車）：２台（末吉本館）

・職員数：末吉本館（９名），大隅分館（３名），財部分館（３名），計 15 名（うち司書５名，司書補１名）

・１回利用における貸出冊数の上限（貸出期間）：　計５冊＋視聴覚資料２点（２週間）

・蔵書数　　　　　　　　　　※鹿児島県の公立図書館（鹿児島県図書館協会発行）より

		平成 27 年度	令和４年度	増減
蔵書数（冊）	曽於市全体	179,341	206,990	27,649
	末吉本館	123,805	141,269	17,464
	大隅分館	28,299	33,291	4,992
	財部分館	27,237	32,430	5,193
住民一人あたりの蔵書数（冊）	曽於市	4.97	6.55	1.58
	鹿児島県全体	3.05	3.46	0.41

２　市立図書館の利用状況　　※鹿児島県の公立図書館（鹿児島県図書館協会発行）より

		平成 27 年度	令和４年度	増減
利用者数（人）	曽於市全体	69,932	55,136	△14,796
	末吉本館	50,801	42,327	△8,474
	大隅分館	9,335	6,100	△3,235
	財部分館	9,796	6,709	△3,087
登録率（人口比，％）	曽於市	2.21	1.40	△0.81
	鹿児島県全体	1.85	2.35	0.50
貸出冊数（冊）	曽於市全体	167,399	100,907	△66,492
	末吉本館	119,881	66,311	△53,570
	大隅分館	23,405	15,908	△7,497
	財部分館	24,113	18,688	△5,425
住民一人あたり貸出冊数（冊）	曽於市	4.64	3.14	△1.50
	鹿児島県全体	3.62	3.51	△0.11
貸出冊数のうち児童（冊）	曽於市全体	80,862	28,651	△52,211
	末吉本館	62,340	19,172	△43,168
	大隅分館	8,259	4,224	△4,035
	財部分館	10,263	5,255	△5,008

Ⅲ　学校図書の現状

番号	学校名	R5.5.1現在学級数	H28.5.1現在児童生徒数	R5.5.1現在児童生徒数	児童生徒数増減	H27年度末の学校図書の冊数	R５年度の学校図書の冊数	冊数増減	児童生徒一人あたりの冊数R5.5.1現在	学校図書館図書標準の定める冊数(R5年度)	標準冊数整備率
1	末吉小学校	24	636	530	△106	13,105	12,982	△123	24.5	11,560	112.3%
2	檍小学校	4	40	34	△6	5,667	6,972	1,305	205.1	2,400	290.5%
3	高岡小学校	2	12	5	△7	5,194	6,371	1,177	1274.2	3,000	212.4%
4	岩北小学校	3	20	7	△13	6,088	7,273	1,185	1039.0	3,520	206.6%
5	岩南小学校	2	11	11	0	7,538	5,800	△1,738	527.3	3,000	193.3%
6	諏訪小学校	8	66	72	6	5,193	6,433	1,240	89.3	6,040	106.5%
7	光神小学校	4	13	10	△3	4,219	6,447	2,228	644.7	4,040	159.6%
8	深川小学校	6	37	33	△4	6,109	6,068	△41	183.9	5,080	119.4%
9	柳追小学校	7	68	68	0	6,403	7,168	765	105.4	6,040	118.7%
10	岩川小学校	14	281	277	△4	9,893	8,523	△1,370	30.8	8,760	97.3%
11	菅牟田小学校	3	6	12	6	3,686	4,860	1,174	405.0	3,520	138.1%
12	笠木小学校	4	23	33	10	5,300	5,548	248	168.1	3,520	157.6%
13	大隅北小学校	5	30	25	△5	5,617	6,957	1,340	278.3	4,040	172.2%
14	恒吉小学校	3	17	11	△6	5,200	6,484	1,284	589.5	3,520	184.2%
15	月野小学校	6	47	48	1	5,206	5,528	322	115.2	5,080	108.8%
16	財部小学校	15	325	280	△45	10,082	9,668	△414	34.5	9,160	105.5%
17	財部南小学校	3	22	14	△8	5,104	5,768	664	412.0	3,520	163.9%
18	中谷小学校	3	9	15	6	4,050	4,477	427	298.5	3,520	127.2%
小学校計		116	1,691	1,485	△206	128,794	123,327	△5,467	83.0	89,320	138.1%
19	末吉中学校	17	434	409	△25	18,543	10,704	△7,839	26.2	10,720	99.9%
20	大隅中学校	9	220	205	△15	9,727	9,663	△64	47.1	8,480	114.0%
21	財部中学校	7	172	161	△11	7,496	9,138	1,642	56.8	7,940	115.1%
中学校計		33	826	775	△51	36,922	29,505	△6,261	38.1	27,140	108.7%
全体計		149	2,517	2,260	△257	165,716	152,832	△11,728	67.6	116,460	131.2%

Ⅳ　これまでの取組

1　家庭・地域における取組

（1）はじめての絵本事業

平成 26 年度から，絵本を通して親子が心と言葉をかよわせ温かく楽しい時間を過ごすことを目的に，市内在住の 3 歳児を対象に絵本のプレゼントを実施。

★はじめての絵本事業概要

配布対象：当該年度に 3 歳を迎える市内在住の幼児

配布場所：曽於市立図書館各館（末吉本館，大隅分館，財部分館）

配布時間：午前９時～午後６時（休館：月曜日，第３水曜日，年末年始）

※末吉本館では毎週土曜日，午後 2 時から図書館ボランティアによる読み聞かせを実施。

★配布実績

（令和 3 年度）対象者：191 名，配布数：114 名（配布率：59.7%）

（令和 4 年度）対象者：210 名，配布数：126 名（配布率：60.0%）

（２）市立図書館の取組

① 子ども読書の日（毎月 23 日）

「子どもといっしょに読書の日」に合わせて１人 10 冊の貸出を実施

② こどもの読書週間（４月～５月）

こどもの読書週間期間中，10 冊特別貸出やおはなし会などのイベントを実施

③ 秋の読書週間（10 月～11 月）

秋の読書週間期間中，10 冊特別貸出やおはなし会などのイベントを実施

④ 読書感想文コンクール

市内の小中学生を対象に実施（令和５年度出品数：小学校 123 点，中学校 25 点）

⑤ 体験学習等の受け入れ（通年）

職場体験学習や体験実習・研修等による図書館業務の体験や各種イベントのスタッフとして参加することを通じて図書館への理解を深め，利用を促進

⑥ 図書館まつり（７月）

10 冊貸出やおはなし会，ワークショップ，ブックリサイクルなどを実施

⑦ ブックリサイクル

保存年限を経過した雑誌や寄贈本等で複数本又は買い替え等で役割を終えた除籍本を市民に提供

⑧ 季節のおはなし会（春，夏，秋，冬）

季節毎に実施するイベントの際におはなし会の実施

⑨ 歴史民俗資料館・郷土館を活用した取組

地域歴史の広汎な学習や田之神様の展示，薩摩狂句の掲示などの実施

⑩　一箱図書館

児童クラブ，福祉施設，その他の団体への団体貸出の実施

⑪　宅配本サービス

在宅高齢者，障害者など，様々な事情で直接図書館に来館できない個人宅に本を配達

⑫　移動図書館車の運行

移動図書館車（BM 車，ミニ）３台を小中学校や幼稚園・保育所・認定こども園等，児童クラブや福祉施設等にて運行

（末吉地区で 21 ヶ所，大隅地区で 15 ヶ所，財部地区で７ヶ所，計 43 ヶ所運行）

⑬　その他

ホームページの運営，SOO GOOD FM（毎週日曜日　図書館だより放送）の活用

（３）図書館ボランティアの取組

お話教室ちゃいはな，図書館ボランティアトトロ，つくしんぼ文庫等のボランティアをはじめ，各学校のボランティアが連携して活動を実施

毎週土曜日	「お話教室ちゃいはな」のおはなし会
毎月第４日曜日	「図書館ボランティア・トトロ」夢劇場　本館
季節のおはなし会	「つくしんぼ文庫」おはなし会や紙芝居　大隅分館
出前読み聞かせ	幼稚園・保育園・幼児学園・児童クラブ・学校など

２　学校における取組

学校教育においては,「家庭の読書の推進」,「市立図書館の有効利用の促進」を重点項目として取り組んでいます。

（１）「家庭の読書」の推進

ア　市推薦図書読破の推進を図ります。

イ　学校図書館との連携に努めます。

ウ　発達段階に応じた継続的な読書指導と工夫・改善を図ります。

エ　親子読書活動を推進します。

（２）市立図書館の有効利用の促進

ア　移動図書館車の活用を図ります。

（３）児童生徒の１か月間の読書量調査の結果（R５年度）

①　調査対象：各小学校の２・４・６年，中学校の１・２・３年から各学年，任意の１学級を抽出

②　調査期間：令和５年 10 月 1 日から 10 月 31 日まで

③　調査内容：1 か月間（②の調査期間）に，本を何冊読んだか。

※「朝の読書」,「読書時間」等，学校で設定した時間に読んだ本や家庭で読んだ本，市立図書館等で読んだ本も含める。

※教科書教材，漫画雑誌，コミック，ゲーム攻略本及び読み聞かせは本には含めない。

読んだ冊数／学　年	0 冊	1〜3 冊	4〜6 冊	7〜9 冊	10 冊以上	合計冊数（冊）／調査対象児童・生徒数(人)	調査対象一人あたりの平均冊数（冊）
小学校 2 年	0	2	8	22	124	3,478／156	22.3
小学校 4 年	0	2	20	24	114	2,681／160	16.8
小学校 6 年	0	11	25	22	88	2,354／146	16.1
中学校 1 年	2	31	38	16	18	877／105	8.4
中学校 2 年	6	36	27	11	12	404／92	4.4
中学校 3 年	11	36	17	7	10	305／81	3.8

３　学校等における読書グループの状況

※「令和５年度読書グループ等の結成及び運営状況の調査結果（県立図書館調査）」より

学校等	団体名	発足	活動状況
末吉中央幼稚園	たんぽぽ団	H20	【定例会】月１回の読み聞かせ，情報交換，打ち合わせ等
大隅中央幼稚園	ひまわりっ子	H11	【定例会】毎月第３木曜日，未就学児と母親対象の製作，読み聞かせ 【その他】幼稚園の運動会へ参加
恒吉小	恒吉小読書ボランティアたんぽぽのわたげ	H14	【その他】１学期終業式後に緑陰読書会を実施 県民週間に読み聞かせやクイズ，しおりのプレゼント等を行う読書祭りを実施
柳迫小	柳迫小学校ＰＴＡ	H31	【定例会】年10回，朝活動時に児童への読み聞かせ
檍小	檍小学校親子読書会	H25	【定例会】毎月第２土曜日，全児童を対象に保護者による15分程度の読み聞かせ
菅牟田小	菅牟田小学校親子読書会	R3	【定例会】毎月第２木曜日に保護者による10分程度の読み聞かせ

Ⅴ　今後の課題

1　家庭・地域における取組の課題

（1）はじめての絵本事業

平成 26 年度から開始した「はじめての絵本事業」は，対象者への配布率が 60％台にとどまっている状況です。

今後は，乳児と３歳児に健診等を活用して絵本を配布し，配布率 100％を目指します。すべての乳幼児が絵本を受け取れるようにし，「はじめての絵本事業」が親子の読書活動のきっかけづくりとなるよう今後，更に普及・啓発に努めます。

（2）電子図書館の導入

現在，本市では電子図書館を導入していない状況です。近年，公立図書館等で電子書籍の貸出しを行っている自治体も増えています。電子書籍の貸出しは，子どもにとって本へのアクセスが容易なサービスであることから，長期的な視点で電子図書館の導入を進めていく必要があります。

（3）学校図書館との連携

市立図書館の利用と学校読書活動を更に促進するために，市立図書館と学校図書館の蔵書データベースの連携を図る必要があります。

2　学校等における取組の課題

（1）学校における図書館の整備と市立図書館との連携

読書は，豊かな感性や情緒をはぐくむとともに豊かな言語力を育成する効用があり，学力向上だけでなく，人間形成の観点からも重要なものといえます。

今後さらに学校図書館の施設整備・活用や蔵書数の充実など図書環境の整備，および読書指導の充実を図るために，自主的・主体的な学習を支援し，移動図書館車（さんぺい号）による市内の各学校への配本をはじめとした，市立図書館との連携を図る必要があります。

（2）「家庭の読書」の推進

保護者への啓発を図りながら，親子読書など家庭での読書活動の充実を図る必要があります。

（3）継続的な読書指導

読書離れは，学年が上がるにつれて進む傾向にあります。今後，発達段階に応じた継続的な読書指導と指導内容の工夫・改善，読書推進の啓発運動や年間を通した読書活動を推進する必要があります。

第２章　基本的な考え方

読書は，人間の成長や自己形成にとって重要であり，特に乳幼児期に読書習慣を身に付けることは生涯において計り知れない価値があるといえます。そのため，乳幼児期から読書に親しみ，子ども自身がその発達段階に応じて読書の楽しさを知ることのできる環境の整備を，社会全体で取組んでいくことが必要です。

また、読書習慣の形成に向けて発達段階に応じた効果的な取組を推進するとともに，友人同士や住民同士で本を薦め合うなど，読書への関心を高める取組を推進し，主体的に本に関わる機会を増やしていくことが大切です。

そのため，市では，県や国の基本的方針及び曽於市教育振興基本計画を踏まえ，次の点を基本方針とします。

１　子どもの読書活動について，家庭・地域（市立図書館を含む）・学校等（幼稚園・保育所・認定こども園等を含む）が連携し社会全体での取組の推進に努めます。

２　子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実に努めます。

３　子どもの読書活動に関する市民の理解と関心の普及に努めます。

この基本方針を具体化するために，鹿児島県が推進する「1 日 20 分読書」運動に取り組むとともに，次の４つの推進の柱を立てて計画を進めていくこととします。

Ⅰ　子どもの読書活動に関する啓発広報の推進

Ⅱ　家庭における子どもの読書活動の推進

Ⅲ　地域における子どもの読書活動の推進

Ⅳ　学校等における子どもの読書活動の推進

第３章　子どもの読書活動推進のための方策

Ⅰ　子どもの読書活動に関する啓発広報の推進

子どもの主体的な読書活動を推進するために，子どもの読書活動の意義や重要性について，市民が理解し，読書活動を推進するとともに，子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めて行きます。

１　「子ども読書の日」を中心とした取組

「子ども読書の日」（４月 23 日）は，国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに，子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられたものです。（子どもの読書活動の推進に関する法律第 10 条第１項。以下「推進法」という。）

そこで，本市では「子ども読書の日」の趣旨を生かして事業を実施し，その事業の全市民への広報を通して，子どもと大人がともに地域全体で読書活動を推進する気運を高めていくよう努めます。

２　学校，市立図書館，民間団体等における各種情報の収集・提供

子どもの読書活動を進めるためには，各種情報を広く家庭や地域，学校等から収集したり提供したりして，啓発・広報をすることが大切です。そこで，本市では，ポスターやチラシ，通信等の文字媒体，FM 放送等の音声媒体，ホームページ等の電子媒体等，様々な方法を利用して各種情報の収集・提供に努めます。

３　図書館ボランティア等の民間団体及び個人における優れた取組の奨励

子どもが読書に興味を持つような活動，関係者の資質向上のための活動，関係する機関や団体間の連携等において特色ある優れた実践を行っている学校，民間団体及び個人を把握し，これらの優れた取組の表彰や県レベルの表彰への推薦を通して奨励します。

Ⅱ　家庭における子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動は，日常の生活を通して形成されるものです。読書が生活の中に位置付けられ継続して行われるよう，推進法第６条にも規定されているとおり，子どもにとって身近な存在である保護者が，積極的に読書に親しむとともに家族全員で本を読む習慣を持つことが必要です。また，家庭における読書は，１冊の本をもとに親子で感じたことを語り合い，親子の絆を深めるためにも重要です。そのためには，静かな環境をつくって読み聞かせをしたり，家族で好きな本について語り合ったり，図書館に出向いたりするなど，子どもの読書に対する興味や関心を高め，発達段階に応じて「心に残る１冊の本」と巡り会えるように働き掛けることが望まれます。

ア　家庭や地域における「親子２０分読書」，「家読（うちどく）」，「朝読み・夕読み」等の取組を推進します。

イ　市立図書館や関係機関と連携し，乳幼児と保護者が絵本の読み聞かせを通して心をかよわせる『はじめての絵本事業』を充実させます。

ウ　読み聞かせやわらべ歌に親しむ活動をはじめ，家族が触れ合う機会の提供に努めます。

Ⅲ　地域における子どもの読書活動の推進

１　子どもの読書活動の推進における市立図書館の役割

ア　子どもの読書活動を推進するために，子どもの読書に必要なスペースの確保，児童図書の収集・提供に努めます。

イ　図書館ボランティア等が活動できる機会や場の設定，図書館ボランティア等の養成を図る研修の実施，民間団体や個人のボランティア受け入れを推進します。

ウ　移動図書館車による図書資料の貸出等，地域全体へのサービスを充実させます。

エ　図書館を身近に感じてもらうために，読み聞かせを中心とした「図書館まつり」を実施します。

２　子どもの読書活動の推進における市立図書館の取組

ア　探究的な学習活動等に際し，図書館資料を効果的に活用できるよう，情報収集を支援します。

　また，学校，保育所，認定こども園，児童クラブ等，子どもを対象とした民間団体等への団体貸出や出前おはなし会等を実施します。

　子どもたちにとって家庭でも学校でもない落ち着ける空間として，図書館が立ち寄りやすく，心地よい場所となるよう努めます。

イ　図書館は，ICT を積極的に活用しつつ，多様な主体と連携，協働しながら魅力的な教育活動を展開し，ひとづくり，地域づくりを促進する役割があります。現在，本市では市立図書館による電子書籍の貸出し等を行っておりませんが，電子書籍の貸出しは子どもにとって本へのアクセスが容易なサービスであることから，長期的な視点で電子図書館の導入を進めていく必要があります。

ウ　子どもの読書活動を推進していくために，中学生，高校生等のニーズを踏まえ，子どもの視点に立った図書資料や施設のサービス改善に努めます。豊富で多様な図書資料を整備し，絵本コーナーやＹＡ（ヤングアダルト）コーナー等，子どもの読書への興味・関心を高めるコーナーを設置するなど，多様な子どもの意見を聞く機会を積極的につくり，子どものニーズに沿った図書館の環境整備に努めます。

３　市立図書館における取組の促進

ア　住民サービスの向上及び図書資料の整備

　図書資料については，各世代のニーズや地域の実情に応じて計画的な整備に努めます。
また，分館の設置や移動図書館の活用等により，子どもの読書活動を促進するための環境整備に努めます。

イ　図書館職員の研修等の充実

　司書及び司書補は，児童・青少年図書等をはじめとする図書館資料の選択・収集・提供や読み聞かせ会等子どもの読書活動の推進に資する取組の企画・実施，さらに，子どもの読書に関する保護者相談への対応等，子どもの読書活動の推進における重要な役割を担っています。市立図書館では，司書及び司書補の適切な配置に努めます。

ウ　移動図書館車の資料整備

移動図書館・配本によるサービスは，子どもの読書活動の推進に有効であり，市立図書館の重要な活動の一つであることから，移動図書館・配本における図書資料を充実させ，子どもや保護者の視点に立ったきめ細かな図書館サービスの提供に努めます。

エ　民間団体等への支援

本市には親子読書会や読書グループがあり，子どもの読書活動の推進に関する市民への理解を広めるとともに，子どもが読書に親しむ様々な機会を提供するなど，子どもの主体的な読書活動を推進することに大きく貢献しています。しかし，会員数が減少するなど課題も見受けられます。これらの民間団体の活動を生かせるよう，環境整備に努めます。

Ⅳ　学校等における子どもの読書活動の推進

読書活動は，家庭や地域では個別に取り組まれるものですが，学校等は，子どもたちに一斉に指導ができるという特性を生かし，これまで以上に積極的に読書活動をリードしていく姿勢が期待されます。

【幼稚園・保育所・認定こども園等】

1　乳幼児期における子どもの読書活動の推進方策

乳幼児期に読書の楽しさにふれさせ，豊かなイメージをもち，言葉に対する感覚を養うようにすることが，その後の読書活動の基礎となります。

そのため，教職員・保育士・保護者等が現在行っている幼児の読書活動をさらに充実させることが重要です。

ア　幼稚園・保育所・認定こども園等では，周りの大人から言葉をかけてもらったり，乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を獲得するとともに，乳幼児が絵本や物語を読んでもらうことなどを通じて，絵本や物語に親しむことができるような活動を推進します。

イ　異年齢交流において，小・中学生が幼稚園・保育所・認定こども園等の乳幼児に読み聞かせを行うなど，子どもが絵本や物語に触れる機会が多様になるよう工夫します。

ウ　読み聞かせなど1日20分程度，家族と一緒に本に親しむ時間をつくることの大切さや読み聞かせ等の意義について，保護者への啓発活動を推進します。

2　家庭・地域との連携による読書活動の推進

ア　乳幼児期に読書の楽しさを知ってもらうために，「はじめての絵本事業」等を通して，発達段階に応じた絵本を手渡す機会や保護者に読み聞かせの様子を参観する機会を提供し，家庭と連携した読書活動を推進します。

イ　親子読書グループ等とも連携を図り，読み聞かせの機会を増やします。

3　子どもの読書活動の推進のための幼稚園・保育所・認定こども園等の機能強化

ア　子どもが絵本に親しみ，安心して図書にふれることができるスペースを確保し，保護者やボランティア等外部人材の協力が得られるよう図書の整備を図るとともに，全ての子どもたちが

より多くの本にアクセスできる環境の整備に努めます。

イ　幼稚園・保育所・認定こども園等は，発達段階に応じた図書選定の工夫が図られるよう図書館等の協力を得ながら連携に努めます。

ウ　読み聞かせ等に関する研修の機会を設け，教職員や保育士等の資質向上を図ります。

【小学校・中学校】

1　学校における子どもの読書活動の推進方策

子どもが読書に親しみ，習慣化していくために，それぞれの学校の実態や子どもの成長に応じた取組を推進します。

ア　「1 日 20 分読書」運動推進のため,「朝の読書」等の全校一斉読書の時間を設定し，教職員と児童生徒が読書する時間の充実を図ります。

イ　各教科等の習得，活用，探求の過程の中で学校図書館の効果的な利活用を図り,「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を図るとともに，児童生徒の自発的，意欲的な学習活動や読書活動を充実させます。

ウ　「読み聞かせ」や「ブックトーク」等の読書への関心を高める活動や推薦図書の選定コーナーの設置，図書館だよりの発行等，児童生徒の実態に応じて多様な読書活動や個々に応じた本の紹介を行い，様々なジャンルへの読書の広がりを図ります。

エ　「読書センター」としての機能だけでなく,「学習センター」としての機能や「情報センター」としての機能など，学校図書館の機能を充実させます。

オ　児童生徒の意見聴取の機会を確保したり,児童生徒が委員会活動等で主体的に学校図書館の運営に関わったりするなど，自発的な読書活動や学校図書館の活用を支援します。

カ　小中連携の取組の中で，読書体験や読書活動の様子について情報交換を行ったり，読書活動を通した児童生徒の交流を推進したりします。

2　家庭，地域との連携による読書活動の推進

読書活動を家庭や地域に広げていくために，家庭への啓発や地域との連携を図り，学校・家庭・地域が一体となった読書活動を推進します。

ア　学校便り・ＰＴＡ新聞等で親子読書にふさわしい本や家庭でできる読書推進策を紹介し，普及に努めます。

イ　学級ＰＴＡや家庭教育学級で読書の意義や家庭における読書環境の在り方等について家庭への啓発を図ります。

ウ　親子読書や朝読み夕読みの取組を支援し，普及に努めます。

エ　親子読書会や読書グループ，市立図書館司書等を活用した多様な読書活動を推進します。

3　教職員の意識高揚

読書指導を充実するためには，教職員自身が読書に親しむことが重要であるとともに，国語科のみならず，全ての教科等を通した読書指導の重要性を理解することが求められています。

そのため，学校図書館の活用や読書指導の在り方について，読書指導に関する研究協議や先進的な取り組みを共有するなどして，全教職員の意識の高揚を図ることが重要です。

ア　読書指導の研究校や，家庭や地域との連携を図った全校体制による読書指導の事例や実践例の紹介に努めます。

イ　司書教諭や学校司書等と連携を図り，全校体制による読書指導の事例紹介に努めます。

4　障害のある子どもの読書活動推進

視覚障害者等の子どもが豊かな読書活動が体験できるように，読書活動支援を推進します。

ア　アクセシブルな書籍を充実させる等，視覚障害者等による図書館の利用に係る体制を整備します。

イ　障害のある子どもやその保護者等から意見を聞き，図書館の環境整備等に反映していきます。

5　学校図書館の機能強化

学校図書館は，読書センターとしての機能と学習情報センターとしての機能を持つ，学校教育に欠くことのできない重要な施設であり，様々な学習活動を支援する機能を果たすことが求められています。また，図書資料に関して，市立図書館の活用や他校の学校図書館と相互利用を行う等，連携・協力も進めていくことが重要です。

（１）学校図書館の図書資料，施設，設備その他の諸条件の整備・充実

ア　児童生徒の読書活動を推進し，多様な興味・関心に応える図書を充実させるために，学校図書館資料の計画的な整備に努めます。

イ　各学校における多様な読書活動の推進が図られるよう，学校図書館の施設や環境の工夫，また学級における読書環境の整備・充実に努めます。

ウ　学校図書館の蔵書管理コンピュータや校内ＬＡＮ等の整備を進めるとともに，インターネットを利用して，市内の学校図書館や市立図書館との情報の共有化や連携を図ります。

エ　校長のリーダーシップ及び司書教諭や学校図書館担当職員など，全職員の連携や協力を図ります。

・　児童生徒が主体的・対話的に深く学べるよう，多様な能力の育成を支え，授業改善を効果的に進める基盤としての学校図書館の運営に努めます。

・　司書教諭を含む全ての教職員，学校司書，地域のボランティア等が，計画的・組織的に学校図書館を運営できるよう連携・協力して，校内組織の確立に努めます。

・　推進委員会など，校内の連携及び提案・推進を具現化する体制の確立に努めます。

・　学校図書館に関する研修への職員の積極的参加に努めます。

・　地域の図書館ボランティアの積極的な活用に努めます。

オ　学校図書館の地域への開放に努めます。

・　平日における学校図書館の開放を促進します。

・　長期休業期間等におけるボランティア等の協力による開放を促進します。

（２）市立図書館や他校の学校図書館との連携・協力

ア　市立図書館は，学校図書館にはない多様な蔵書を持ち，読書指導の研修を積んだ職員が配置されています。児童生徒の日常における読書活動の充実のためにも市立図書館との連携を進めます。

イ　自校にない図書や複数の同一図書，調べ学習における多様な図書資料が必要な場合等，近隣の学校図書館と協力し合い図書館資料の相互貸借を進めます。

第４章　推進体制の整備

１　子ども読書活動推進体制の整備

本計画の推進に当たっては，教育委員会及び学校，民間団体等の関係者からなる「図書館協議会」を年２回開催し推進体制の整備を図るとともに，その充実に努めます。

※「図書館協議会委員」

社会教育委員代表１，市校区・地区公民館長代表１，小・中学校長代表１，

小・中学校司書代表１，図書館ボランティア代表４，幼稚園・保育所・認定こども園代表１，

幼児学園代表１

事務局・・・生涯学習課

２　地方公共団体間の連携・協力体制の整備

市は，住民に身近な地方公共団体として，子どもの読書活動に果たす役割が重要であることから，他市町村との連携・協力体制の整備を積極的に推進していきます。

３　図書館ボランティア等の民間団体間の連携・協力の促進

図書館ボランティア等の民間団体が主体性を持ちつつ，相互に連携・協力を図ることは，それぞれの団体の活動内容を充実させるとともに，全体として子どもの読書活動をより一層推進していくことになります。

このようなことから，図書館ボランティア等の民間団体間の連携・協力が図られるよう交流会や合同研修会等の場や機会の提供に努めます。

子どもの読書活動の推進に関する法律

※平成13年12月12日法律第154号

（目的）

第１条　この法律は，子どもの読書活動の推進に関し，基本理念を定め，並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに，子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより，子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し，もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第２条　子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は，子どもが，言葉を学び，感性を磨き，表現力を高め，創造力を豊かなものにし，人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ，すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう，積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第３条　国は，前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり，子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し，及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第４条　地方公共団体は，基本理念にのっとり，国との連携を図りつつ，その地域の実情を踏まえ，子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し，及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第５条　事業者は，その事業活動を行うに当たっては，基本理念にのっとり，子どもの読書活動が推進されるよう，子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第６条　父母その他の保護者は，子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第７条　国及び地方公共団体は，子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう，学校，図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第８条　政府は，子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため，子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

２　政府は，子ども読書活動推進基本計画を策定したときは，遅滞なく，これを国会に報告するとともに，公表しなければならない。

３　前項の規定は，子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第９条　都道府県は，子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに，当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ，当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

２　市町村は，子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは，子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに，当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ，当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

３　都道府県又は市町村は，都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは，これを公表しなければならない。

４　前項の規定は，都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第10条　国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに，子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため，子ども読書の日を設ける。

２　子ども読書の日は，４月23日とする。

３　国及び地方公共団体は，子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第11条　国及び地方公共団体は，子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は，公布の日から施行する。